

東自旅二第 1 1 1 号
令和 6 年 4 月 2 4 日

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

「一般乗用旅客自動車運送事業による八幡平市における訪日外国人旅行者を対象としたタクシー輸送力の確保対策について」の期間の延長について

岩手県八幡平市は、観光庁が総合的な施策を集中的に講じる「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業のモデル観光地に選定され、訪日外国人旅行者の本格的な回復を見据え、高付加価値旅行者を呼び込み、更なる消費額の拡大や地方への誘客促進に向けての取り組みを促進するエリアの中核となっている。

また、同市内の八幡平温泉郷や安比高原等は国内有数のリゾート地でもあり、令和 4 年度にはインターナショナルスクールが開校する等、同市での訪日外国人旅行者は増加している。

一方、このような状況のなか、同市を営業区域に含む一般乗用旅客自動車運送事業者のみでは訪日外国人旅行者の増加に対応できるタクシー輸送力が不足しており、訪日外国人旅行者の移動に支障を来す状況となっている。

このため、昨年度は「一般乗用旅客自動車運送事業による八幡平市における訪日外国人旅行者を対象としたタクシー輸送力の確保対策について」(令和 5 年 1 1 月 2 1 日付け東自旅二第 1 3 5 9 号。以下「1 3 5 9 号通達」という。)により、同市に隣接する営業区域からの応援・協力体制を整える特例措置を講じたところであるが、その効果・影響を検証し、1 3 5 9 号通達を廃止のうえ、下記のとおり措置することとしたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、一般社団法人岩手県タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので、貴支局において当該協会に加盟していない管内事業者に周知されたい。

記

1. この通達により認められる営業区域
八幡平市の全域とする。

2. 八幡平市を営業区域とすることができる事業者

二戸交通圏、岩手郡、盛岡交通圏に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシーを除く。）のうち、「八幡平市」に係る営業区域の事業計画変更認可申請を行い、その認可を受けた事業者とする。

その処理にあたっては、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準」（平成29年9月1日付け東北運輸局公示第38号）3.事業計画の変更の認可（2）に定めるところにより審査することとする。

なお、1359号通達により認可を受けた事業者については新たに申請を要せず、本通達による認可を受けたものとみなす。

また、八幡平市を発地又は着地とする旅客の輸送に適用される運賃は、当該輸送に応じた車両が属する営業所にて適用される運賃とする。

3. 営業区域「八幡平市」の認可に付する条件及び期限

- （1）八幡平市を発地又は着地とする旅客（訪日外国人旅行者）の輸送に限る。
- （2）事前の予約がある旅客（訪日外国人旅行者）の輸送に限る。
- （3）使用する車種区分については、特定大型車・大型車のみとする。
- （4）認可日から令和6年11月30日までとする。

4. 営業区域「八幡平市」の認可申請期間について

公示の日から申請を受け付けるものとする。なお、実施予定日の2週間前までに申請をするものとする。

5. 営業区域「八幡平市」の追加の事業計画変更認可申請

別添様式1によるものとする。

6. 利用者の保護

八幡平市を発地又は着地とする輸送について、利用者へ運賃料金の説明を行うなど、利用者の保護について、周知徹底を図ること。

7. 輸送の安全確保

運行管理、運転者に対する指導教育及び車両点検整備の確実な実施並びに事故及び災害時における連絡体制の確認など、安全確保の最優先について、周知徹底を図ること。

8. 利用状況の把握

この通達により認可を受けた営業区域「八幡平市」を発地又は着地とする輸送の実績について、別添様式により実績月の翌月15日までに認可事業者から輸送実績

報告書を提出させるとともに、取り纏めのうえ報告されたい。

附則

1. (適用期日)

この通達は、令和6年4月24日以降に申請を受け付けるものから適用する。

2. (見直し)

この通達の施行後、輸送の安全、利用者利便の向上等に多大な影響が生じる事象が発生する蓋然性が有る場合、及び、著しい情勢の変化が生じ、この通達が実態と著しく乖離する場合等においては、必要に応じ、この通達の見直しを行う。

東自旅二第111号の2
令和6年4月24日

一般社団法人岩手県タクシー協会会長 殿

東北運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業による八幡平市における訪日外国人旅行者を対象としたタクシー輸送力の確保対策について」の期間の延長について

標記について、別添のとおり取扱いを定め、関係運輸支局長あて通知したので了知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底を図るようお願いいたします。

東北運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者
担当者
連絡先

一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条第1項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称
住 所
代表者

2. 事業の種別

一般乗用旅客自動車運送事業

3. 変更しようとする事項

営業区域

新	八幡平市及び旧区域
旧	◇◇◇◇

4. 申請理由

訪日外国人旅行者を対象とした八幡平市のタクシー不足に対応するため。

5. 実施予定日

認可日以降

6. 添付書類

事業計画変更に係る宣誓書

東北運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 当社の役員は、道路運送法第7条各号のいずれにも該当いたしません。
2. 当社は、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準（平成29年9月1日付東北運輸局公示第38号）記3（2）の各規定のいずれにも該当しております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実を反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日

東北運輸局岩手運輸支局長 殿

事業者名 _____

八幡平市を発・着地とする輸送実績報告書

八幡平市～運送区域		輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	総走行キロ (km)	実車走行キロ (km)
1	八幡平市の区域内				
2	盛岡交通圏				
3	花巻空港				
4	その他				
合計		0	0	0	0

使用した車両を多い順に 記入願います。	①車名・通称名() 乗車定員(人)
	②車名・通称名() 乗車定員(人)

交通事故件数を記入願います。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 件数(件)
----------------	--

注) 月毎に集計し、実績月の翌月の15日までに岩手運輸支局あて報告するものとする。

注) 報告内容について、別途説明をお願いすることがあります。

担当者名 _____

連絡先TEL _____